

## 香川地方最低賃金審議会

### 第3回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年8月4日 13時27分～15時22分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額の審議</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額818円（0円引上げ） 根拠：県内企業は厳しい経営状況にあり、今後の見通しも厳しい。 114銀行が今年7月16日に発表した「企業経営動向調査による景況感の現状および見通しについて」において、今期（2020年4～6月期）県内企業の業況判断BSI（全業種）は、前期の△32.3 から25.1 ポイント低下し△57.4 となったことなどによる。</p> <p>使用者側：第2回提示額 時間額818円（0円引上げ） 使用者側：第3回提示額 時間額818円（0円引上げ） 根拠：賃金格差の解消を否定するものではないが、コロナ禍、存亡の危機の中において雇用を優先し、必死で経営している企業があるため、軽々しく最低賃金を引き上げる気はない。</p> <p>使用者側：第4回提示額 時間額818円（0円引上げ）</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額821円（3円引上げ） 根拠：令和2年4月に四国財務局が発表している「香川県内経済概況」の消費者物価の項目において、高松市の令和元年12月の物価指数は、前年同月比0.4%となっていることから、物価上昇分を加味して、<math>818円 \times 0.4\% = 3.3円 \rightarrow 3円</math>と考えた。</p> <p>労働者側：第2回提示額 時間額821円（3円引上げ）</p> <p>双方の提示金額に隔たりがあるため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第4回専門部会は、令和2年8月5日13時30分から開催することを確認した。</p>		